

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 評議員の費用弁償に関する規程

制 定：平29. 6. 14

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下、協議会）の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会およびその他の会議等に出席したときは、別表1のとおり弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、役職員旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(支給方法)

第3条 評議員に対する費用弁償の支給時期は、その事実が発生した後は速やかに支払うこととする。その際、通貨をもって本人または推薦団体に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座または推薦団体名義の金融機関口座に振り込むこととする。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

別表1

堺市内在住	日額 3,000 円／1 回
堺市外在住	日額 3,500 円／1 回